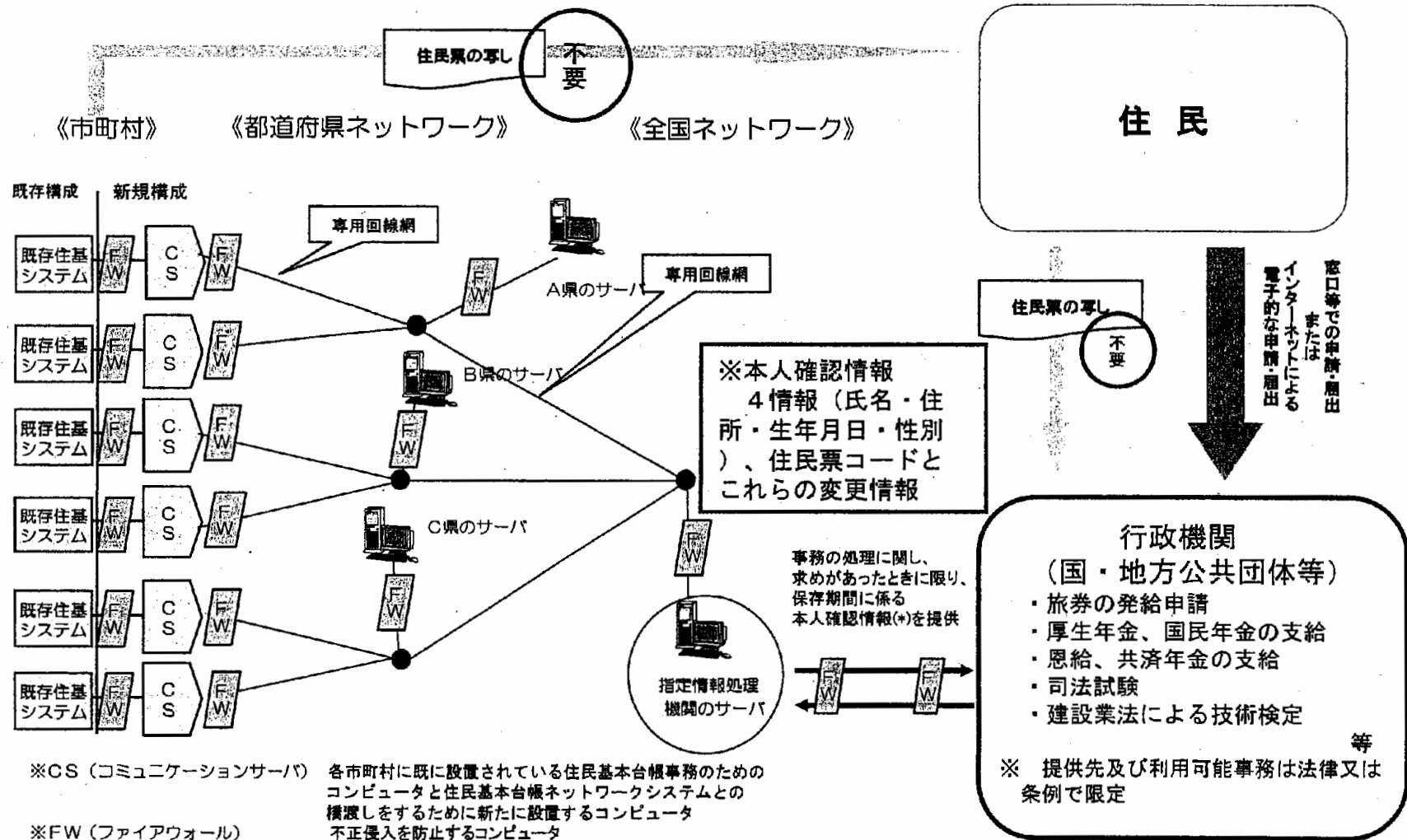


住民基本台帳ネットワークシステム

住民の利便の増進と国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、住民基本台帳をネットワーク化し、全国共通の本人確認ができるシステムを構築。電子政府・電子自治体の基盤として不可欠。



住基ネットの利用状況

住基法に定められた国の行政機関等、地方公共団体の事務の処理に関し、本人確認情報を提供

- ・ 旅券の発給申請
- ・ 厚生年金、国民年金の裁定請求
- ・ 恩給、共済年金の支給
- ・ 司法試験の実施
- ・ 建設業法による技術検定の実施
- ・ 厚生年金・国民年金等の支給(H18.10～)

等

- ◎ 国の行政機関等に対し年間約7000万件の情報提供
- ◎ 地方公共団体において年間約400万件の情報提供
- × 年間約1400万件の現況届等が省略
- × 年間約440万件の住民票の写しの添付が省略

(平成18年度)

⇒ 年間約3000万件以上の現況届が省略
(平成19年度見込み)

市町村間のやりとりのオンライン化

- ◎ 年間約420万件の転入通知をオンライン化
(平成18年度)

厚生年金・国民年金等における被保険者等の住所変更等の届出に利用を検討(H23.4～目途)

- ◎ 被保険者等による住所変更等の届出を原則廃止

労災障害補償年金の支給事務について利用を検討

(行政苦情救済推進会議の意見を踏まえた総務省行政評価局の斡旋(H18.10))

- ◎ 年間約10万件の住民票の写しの添付が省略(見込み)

※ (財)社会経済生産性本部情報化推進国民会議は、住基ネット活用によるベネフィットは平成17年度でも183億円/年、数年後には917億円/年と試算(H18.5)。

重点計画－2007（抄）

平成19年7月26日

ＩＴ戦略本部

Ⅲ IT新改革戦略のその他の政策を推進するための施策

1. IT構造改革力の追求

1.5 世界一便利で効率的な電子行政－オンライン申請率50％達成や簡素で効率的な政府の実現－

① 利便性・サービス向上が実感できる電子行政の実現

国・地方公共団体に対する申請・届出等手続におけるオンライン利用率を2010年度までに50％以上とするなど、利便性・サービス向上が実感できる電子行政（電子政府・電子自治体）を実現する。

【具体的施策】

（4）公的個人認証サービス・住民基本台帳ネットワークの利用・活用の推進

（イ）住民基本台帳ネットワークシステムの利用・活用の推進（総務省及び全府省）

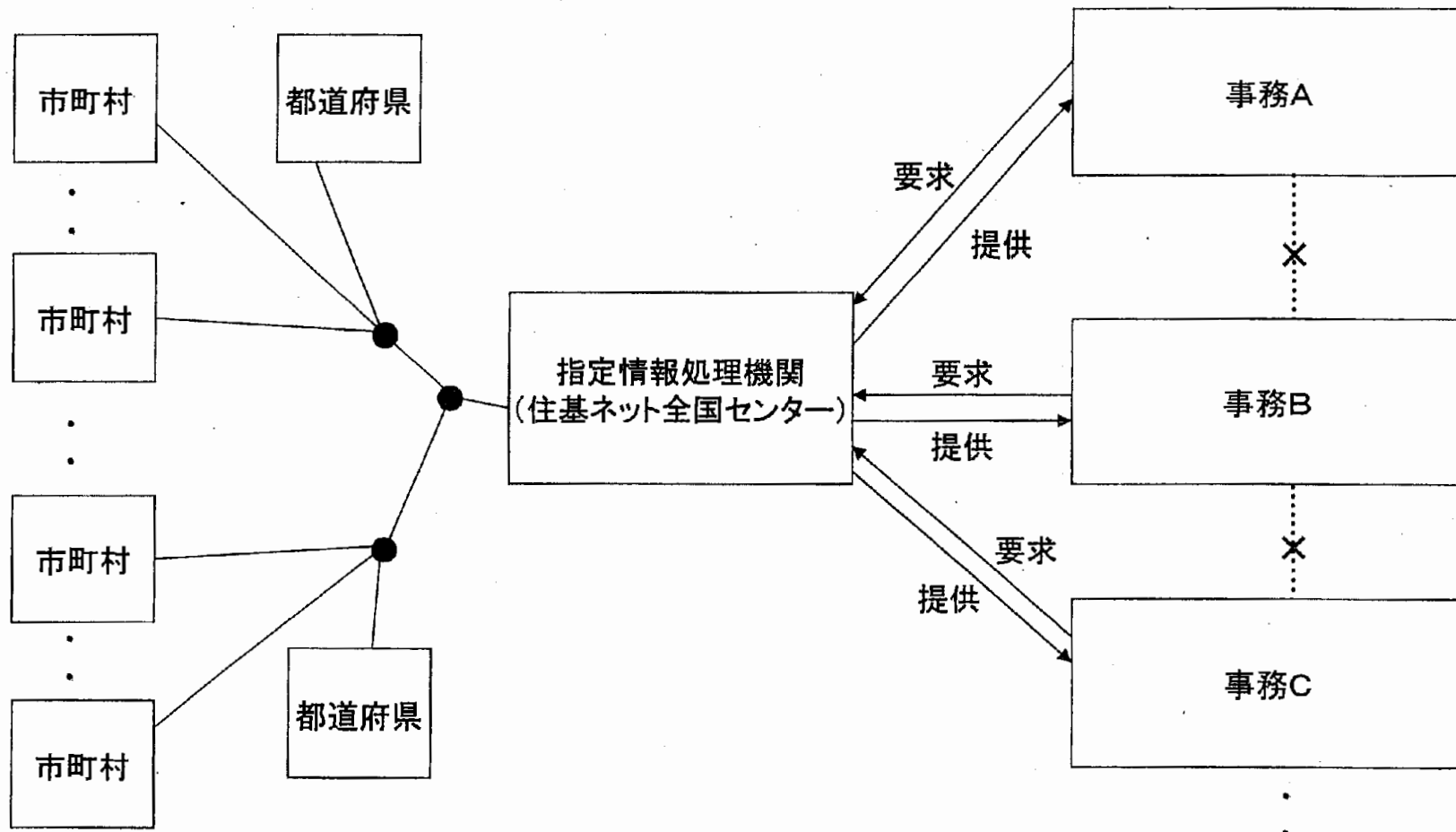
2010年度までに、国の行政機関等において、法令に基づいて、住民基本台帳ネットワークシステムの利用・活用がなされるよう、国の行政機関等と指定情報処理機関の調整のため必要な支援を行う。

また、住基ネットを利用することが法令上可能であるにもかかわらず、まだ利用をしていない手続については、著しく件数が少ないものを除いて、積極的に住基ネットを活用し、手続の際における住民票の写し等の添付の削減に努める。

さらに、住基ネットの活用によって住民票コードを記載すれば住民票の添付が省略される手続について、住民票コードを記載しなくても住民票の写しの添付を不要とすることや利用者への一層の周知を行うことなど、利用促進につながるための更なる取組を実施する。

住民票コードの利用について

- ・ 住民票コードは、指定情報処理機関から行政機関等に対して本人確認情報(氏名、住所、性別、生年月日、住民票コード及びそれらの変更情報)を提供する際に、簡易迅速な処理を可能とするもの。
- ・ 本人確認情報の提供は指定情報処理機関から行政機関等に対して行われる(一方通行)。
- ・ 行政機関等に提供された本人確認情報は、それぞれの事務ごとに分散管理されているところ。



住民票コードの利用制限について

【行政機関等】

行政機関等は、住民基本台帳法に規定する事務の遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、住民票コードを告知することを求めてはならない。

【民間】

(1) 告知要求制限

第三者に対して、住民票コードを告知することを求めてはならない。

(2) 契約時の告知要求制限

契約の申込みをしようとする第三者等に対し、住民票コードを告知することを求めてはならない。

(3) データベースの構築禁止

他に提供されることが予定される住民票コードの記録されたデータベースを構成してはならない。

(4) 都道府県知事による中止勧告・命令

都道府県知事は、(2)又は(3)の規定に違反する行為が行われた場合には、当該行為を中止すべきことを勧告し、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

都道府県知事は、この勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、当該勧告に従うべきことを命ずることができる(命令に従わない場合、罰則の適用あり。)